

エレベーターの安全確保に係る 最近の取組について

令和8年3月

住宅局

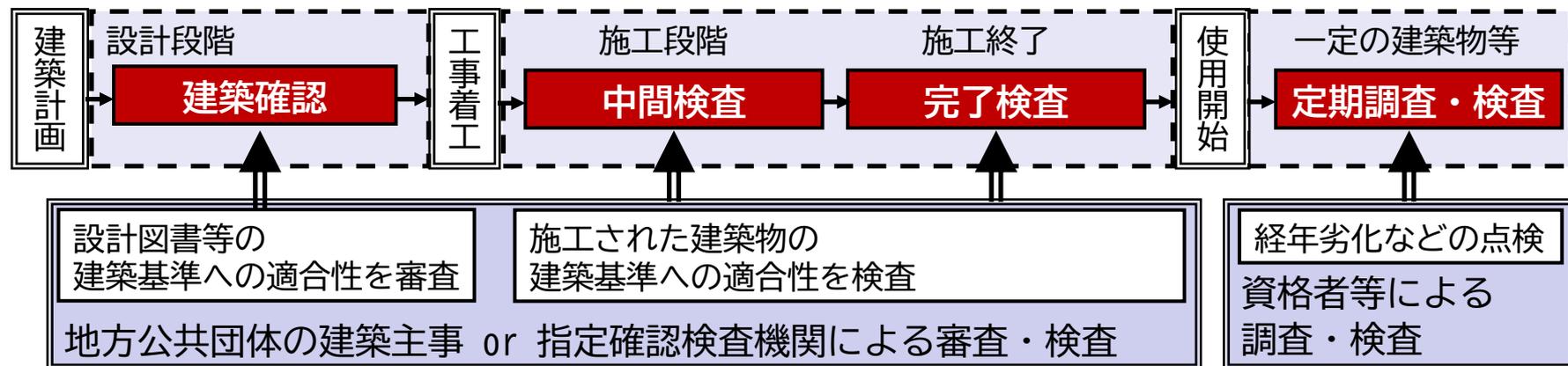
建築指導課建築物事故調査・防災対策室
(昇降機等事故被害者支援室)
参事官(建築企画担当)付

本日のご報告内容

- エレベーター安全確保に係る制度、最近の事故発生状況
- 令和7年神戸市エレベーター事故原因調査
- 戸開走行保護装置の設置推進

エレベーターの安全確保に係る制度(建築基準法)

○建築物の使用開始までの手続きと使用開始後の管理



○法律で規定される建築基準関係規定

- 単体規定【建築物の安全性確保】**

	仕様規定 (材料や工法、寸法を具体的に規定)	性能規定 (要求される「性能」を規定)
--	---------------------------	------------------------

 - 敷地（衛生・安全の確保）……………雨水排水溝、盛土等
 - 構造（地震等による倒壊の防止）……………構造部材、壁量等……………限界耐力計算等
 - 防火・避難（火災からの人命の確保）……………耐火構造、避難階段等……………耐火設計法、避難安全検証法等
 - 一般構造・設備（衛生・安全の確保）……………採光、階段、給排水設備、昇降機等
- 集団規定【健全なまちづくり】**

	規定内容
--	------

 - 接道規制（避難・消防等の経路確保）……………敷地と道路の関係
 - 用途規制（土地利用の混乱の防止）……………用途地域毎の建築制限
 - 形態規制（市街地の環境の維持）……………容積率、斜線制限等
- その他の建築基準関係規定**
 - バリアフリー法、消防法、都市計画法等の一部の規定等のうち建築物の敷地・構造・建築設備に係るもの

港区(シティハイツ竹芝)エレベーター事故の概要

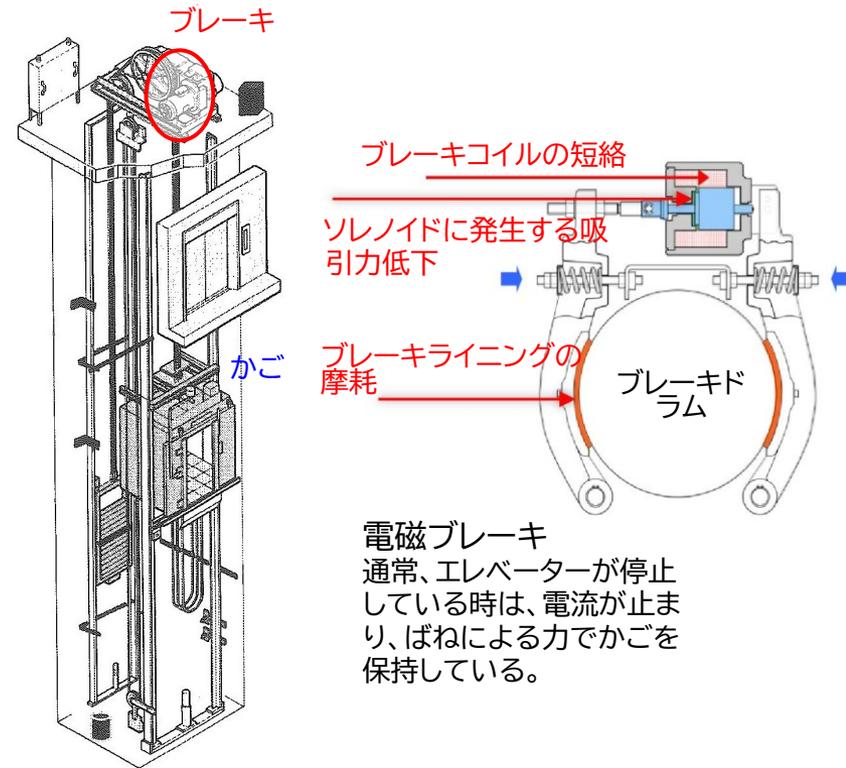
1. 事故の概要

- 発生日時 : 平成18年6月3日 19時20分頃
- 発生場所 : 港区特定公共賃貸住宅「シティハイツ竹芝」
- 事故の概要: 「シティハイツ竹芝」12階のエレベーター出入口で、高校生がエレベーターから降りようとしたところ、戸が開いたままの状態ではエレベーターが上昇し、乗降口の上枠とかごの床部分の間に挟まれ、死亡した。

2. 事故調査

社会資本整備審議会 昇降機等事故対策委員会にて調査
(現:昇降機等事故調査部会)

- 結果公表 : 平成21年9月8日
- 事故原因 : ブレーキコイルの短絡により、ブレーキライニングが摩耗し、電磁ブレーキがかごを保持できない状態となったため。



エレベーター事故に対する対応

建築物事故調査・防災対策室による事故情報の収集

○対象となるエレベーター事故

対象となる事象	事象のうち対象外となるもの
① 死亡又は医療施設における治療が通常必要と認められる負傷 ② ①に掲げる程度の人身事故が生じるおそれのある事象が発生した場合。具体的には次表に示す事象。	○据え付けなど建設作業中のもの。 ○明らかに利用者の不注意によるもの。 ○台風や地震など災害によるもの。 ○構造、維持保全又はその運行が原因でないことが明らかなもの。 ○労働安全衛生法施行令の簡易リフト

○戸開走行 ○着床階の床レベル以外にかごがある際の戸開き ○突き上げ、突き下げ ○かご、主要な支持部分の破損 ○安全装置の不作動 ○駆動装置等の異常、索・釣合おもりの脱落 ○発火

社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会

○設置年月日：平成22年11月26日

○対象施設：

エレベーター、エスカレーター及び遊戯施設等（道路又は鉄道駅構内に設けられたものを含む。以下「昇降機等」という。）

○調査検討等の内容：

- ・昇降機等の事故情報及び不具合情報の分析
- ・昇降機等の事故再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査
- ・昇降機等の事故再発防止対策等に係る調査、検討及び意見具申

○事故調査報告書発行数：昇降機46件、遊戯施設23件

昇降機等事故調査部会 委員

部会長 青木 義男

日本大学特任教授

委員 中埜 良昭

東京大学生産技術研究所教授

委員 鎌田 崇義

東京農工大学大学院工学研究院教授

委員 河野 守

東京理科大学教授

委員 仲 綾子

東洋大学福祉社会デザイン学部教授

委員 吉田 可保里

弁護士

委員 安孫子 聡子

芝浦工業大学工学部教授

委員 金城 純彦

(一財)ベターリビング認定・評価部参事役

委員 杉山 美樹

(一財)日本建築設備・昇降機センター

認定評価部長

委員 寺田 祐宏

日本建築行政会議設備部会長

委員 二瓶 美里

東京大学大学院情報理工学系研究科教授

委員 藤田 善昭

(一財)日本建築設備・昇降機センター

認定評価部副部長

委員 三浦 奈々子

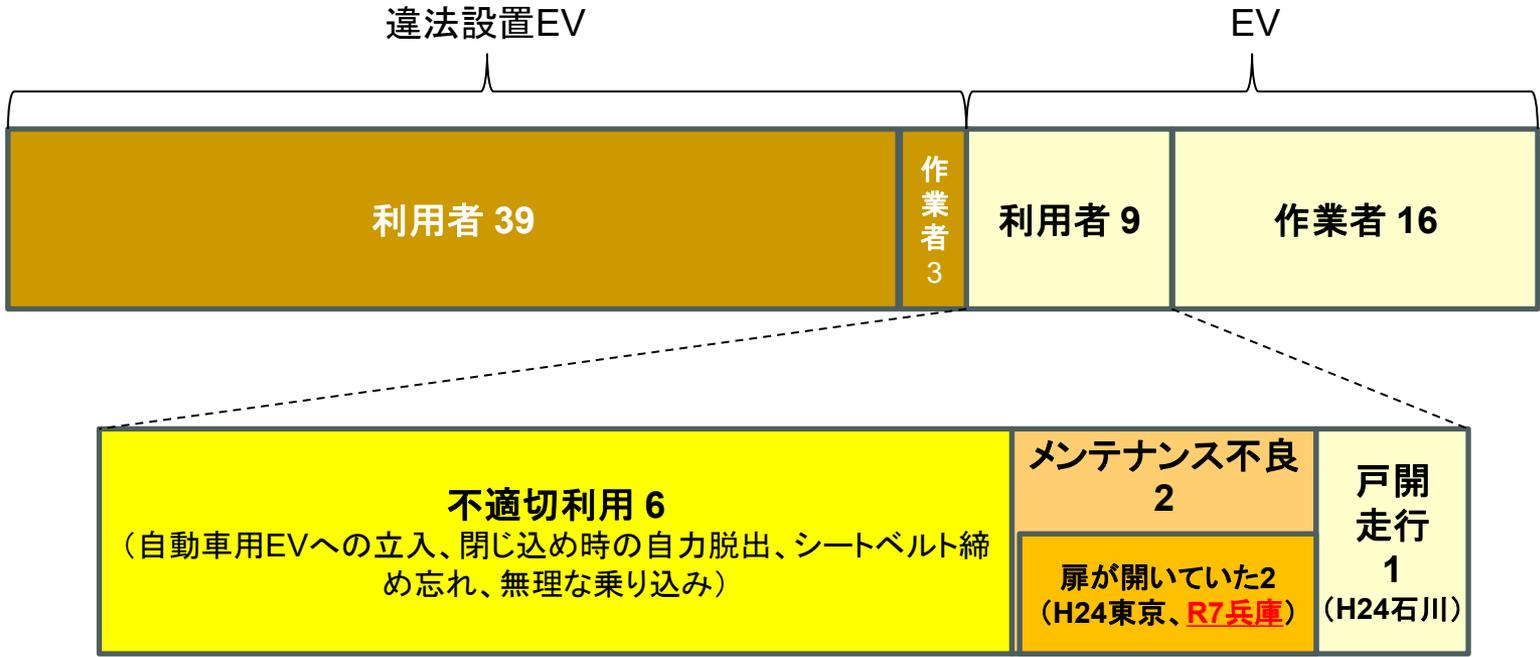
京都工芸繊維大学准教授

委員 三根 俊介

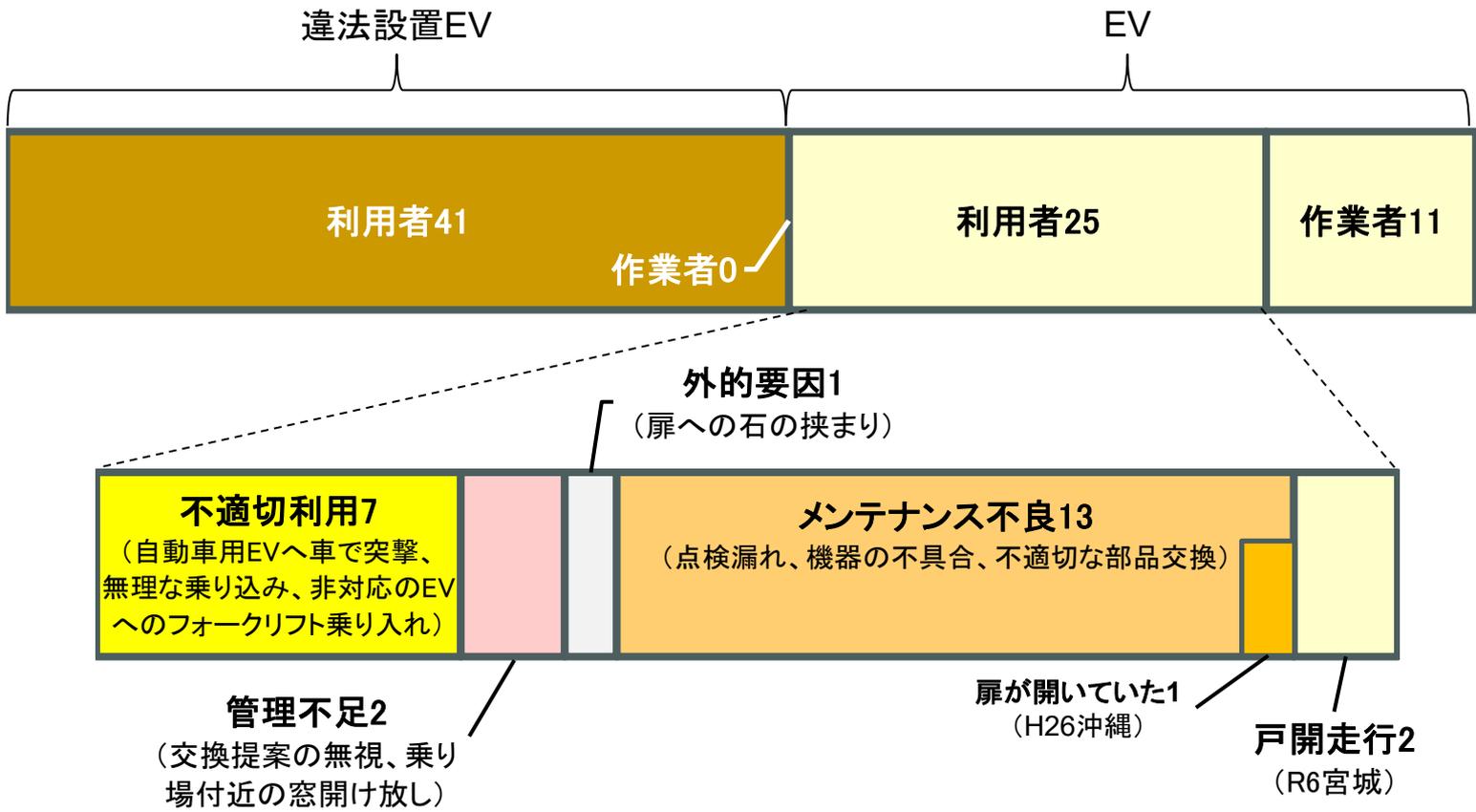
(一財)日本建築設備・昇降機センター

評価員

- 平成22年12月から約15年間で226件のエレベーター事故が国土交通省に報告されており、67名の死者が発生。
- 適法に設置されたエレベーターにおける事故で死亡した利用者は9名。そのうち、6名は不適切な利用によるもので、2名はメンテナンス不良によるもの(うち2名は扉が開いていたもの)、1名は戸開走行によるものであった。



- 平成22年12月から約15年間で226件のエレベーター事故が国土交通省に報告されており、77名の重傷者が発生。
- 適法に設置されたエレベーターにおける事故で重傷となった利用者は25名。そのうち、7名は不適切な利用によるもの、2名は管理不足によるもの、1名は外的要因によるもの、13名はメンテナンス不良によるもの(うち1名は扉が開いていたもの)、2名は戸開走行によるものであった。



【事故の概要】

発生日時:令和7年2月27日(木)4時

発生場所:兵庫県神戸市内 店舗ビル

概要:エレベーター4階乗場扉が**かごのない状態で開放**していた。
昇降路内のピットを調べたところ、転落したと認められる被害者1名の死亡が確認された。

【事故機について】

○エレベーターに関する情報

製造業者 :三菱電機株式会社(現 三菱電機ビルソリューションズ株式会社)

用途 :乗用

定格積載量 :600kg(定員:9名)

定格速度 :90m/min

停止階数 :9箇所停止

(地下1階~8階、地下1階と地上1階は非停止階として設定)

制御改修年月日:平成24年6月30日(改修内容:モーター、制御盤の交換)

直近の修理 :**令和6年6月に地震時管制運転装置の不具合対応**

○エレベーターの保守に関する情報

保守点検業者 :三菱電機ビルソリューションズ株式会社

契約内容 :フルメンテナンス契約(3か月ごと)

直近の定期検査実施日:令和6年6月25日

直近の保守点検日 :**令和6年12月5日(令和6年9月にも実施)**

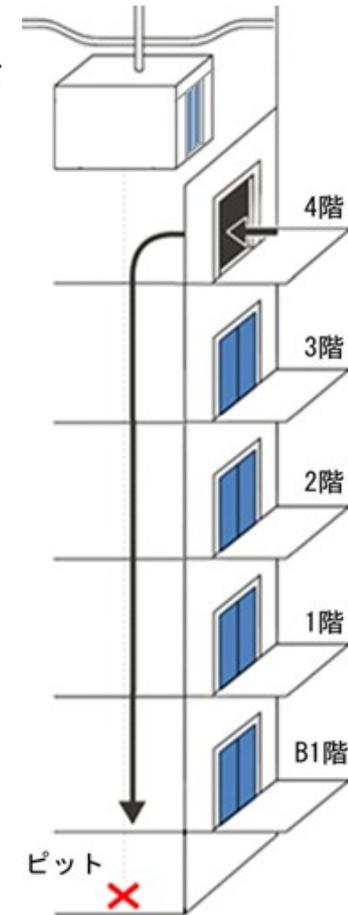


図 事故概要(想定)

【事故原因】

- 乗場扉がかごのない状態で開放していた原因は、乗場扉の錠スイッチ回路の短絡処置により、乗場扉が施錠されていなくてもエレベーターが走行可能な状態であり、特定条件下ではエレベーターのかごがない状態でも乗場扉が開くことができる場合があったためであると推定される。
- 錠スイッチ回路が短絡された原因は、修理作業時に通常とは異なる方法で回路の短絡処置が行われ、修理作業後に短絡処置を復旧しなかったためであると認められる。
- 錠スイッチ回路の短絡が続いた原因は、保守点検が標準保守作業手順書どおり行なわれていなかったことや、保守点検時に通常とは異なる状態であることに気づくことができなかったことにあると認められる。

乗場扉の錠スイッチ回路とは(右図参照)

エレベーターでは、乗場扉に施錠装置が設けられており、すべての階の乗場扉が施錠された状態を確認し、かごを動作させることが求められている(建築基準法施行令第129条の8)。

それに対応し、乗場扉の開閉状況を確認するスイッチの状況を管理しているのが「乗場扉の錠スイッチ回路」である。

乗場扉の錠スイッチ回路の短絡処置とは

事故機の機種では、メンテナンス時に乗場扉の錠スイッチ回路を短絡させる必要がある場合、かご内操作盤から専用器具で短絡を行う手順となっていた。

事故機においては、機械室の制御基板上でこの回路をバイパス(短絡)させる通常と異なる処置が行われていた。

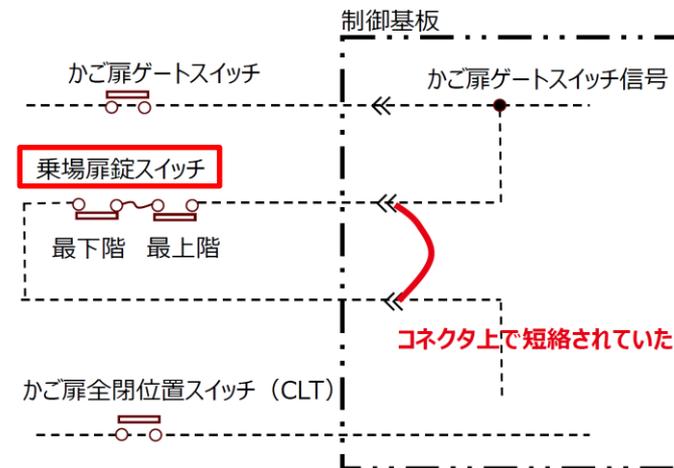


図 乗場扉に関する錠スイッチ回路の概要図

【意見】

国土交通省は、同様の事故の再発防止のため、

- ① 事故機の保守点検業者に対して、保守点検・修理においてマニュアルなどに記載された方法と異なる方法により作業を行う場合は、当該作業を記録するなどにより**作業後に通常の状態へ確実に復帰するよう**指導すること。
- ② また、保守点検にあたっては、**通常の状態と異なる処置が行なわれていないかを確認**するとともに、標準保守作業手順書に記載された内容を**確実に実施するよう**指導すること。
- ③ 上記の対応を、広く保守点検業者に対して周知すること。

【国土交通省の対応】

昇降機等事故調査部会の意見を受けて、保守点検業者に対して、上記①及び②を遵守するよう通知を发出了した。

【事故機の保守点検業者の対応(参考)】

事故機の保守点検業者の対応は以下の通りである。

- 保守契約を結んでいるエレベーター全台(約21万台)に対して、**自主点検**を行った。この点検によって、錠スイッチ回路の短絡の有無、乗場扉・かご扉に電気的・機械的な異常の有無を確認した。**短絡処置を放置したケースはなかった。**
- 短絡処置を認識できるよう、**短絡作業に使用する導線を指定**の物とした。また、故障修理において回路を短絡する必要が生じた場合には、保守点検業者の情報センターへ短絡処置・短絡解除を連絡し、**作業員以外で短絡状態を管理、把握することにより、短絡解除忘れを防止する対策**を進めている。
- 三菱電機BSの最新機種(2021年4月～)では、かご扉と乗場扉の信号を個別に検出し、信号の合理性チェックを実施することにより、それぞれの扉の異常を検知できる機能を実装しており、短絡処置の検知が可能となっている。

港区(シティハイツ竹芝)エレベーター事故の概要

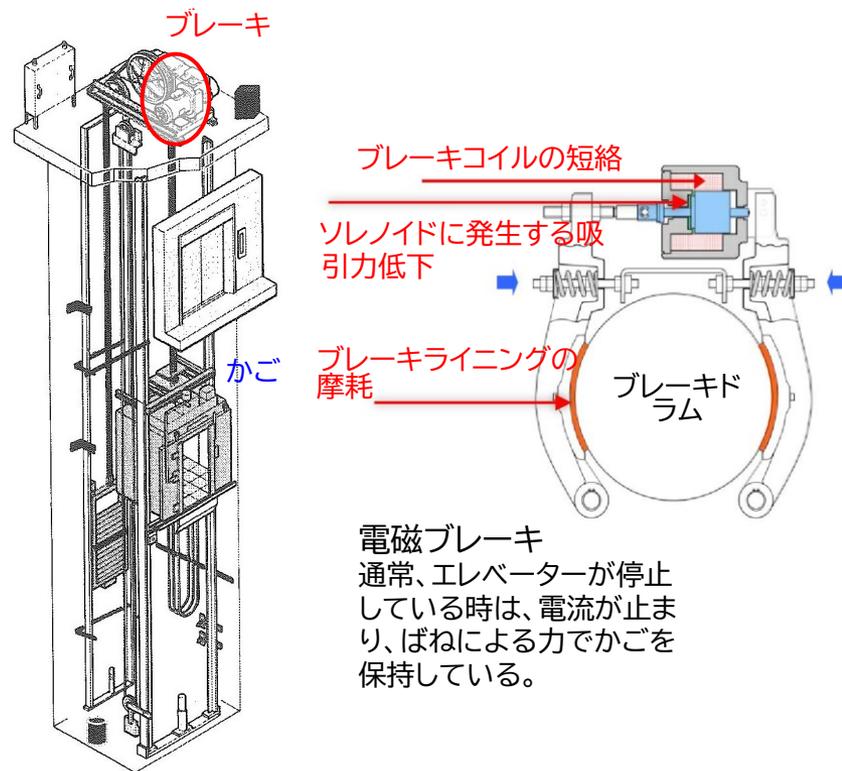
1. 事故の概要(再掲)

- 発生日時 : 平成18年6月3日 19時20分頃
- 発生場所 : 港区特定公共賃貸住宅「シティハイツ竹芝」
- 事故の概要: 「シティハイツ竹芝」12階のエレベーター出入口で、高校生がエレベーターから降りようとしたところ、戸が開いたままの状態ではエレベーターが上昇し、乗降口の上枠とかごの床部分の間に挟まれ、死亡した。

2. 事故調査(再掲)

社会資本整備審議会 昇降機等事故対策委員会にて調査
(現:昇降機等事故調査部会)

- 結果公表 : 平成21年9月8日
- 事故原因 : ブレーキコイルの短絡により、ブレーキライニングが摩耗し、電磁ブレーキがかごを保持できない状態となったため。



3. 再発防止に向けた主な対応

- ① 定期検査・報告制度の見直し(平成20年4月1日施行)定期検査における検査方法や判定基準の具体化
- ② 戸開走行保護装置の設置義務付け(平成21年9月28日施行)
 - ・扉が開いたまま「かご」が動いた場合に「かご」を自動的に制止させる装置の新設エレベーターへの設置義務化。
 - ・既設エレベーターには、平成24年度以降、戸開走行保護装置設置費への補助を実施
- ③ 「保守点検の内容」の図書(保守点検マニュアル)の提出義務付け(平成21年9月28日施行)
- ④ 「昇降機維持管理指針」「エレベーター保守・点検業務標準契約書」の公表(平成28年2月19日)
 - ・エレベーターの維持管理でなすべき事項や保守点検業者の選定の視点、契約する際の契約書を取りまとめたもの。

戸開走行保護装置設置に係る施策等の経緯



戸開走行保護装置(UCMP)の概要

戸開走行保護装置

- ・かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じた後、かごを昇降させる制御器(建築基準法施行令第129条の8)
- ・駆動装置又は制御器に故障が生じ、かごの停止位置が著しく移動した場合や、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合に、自動的にかごを制止し、人の挟まれを防ぐ装置(建築基準法施行令第129条の10第3項第1号)

戸開走行保護装置の概要

① 二重系ブレーキ

一方のブレーキが故障した場合であっても、他方のブレーキにより、かごを安全に制止し、保持することができる。

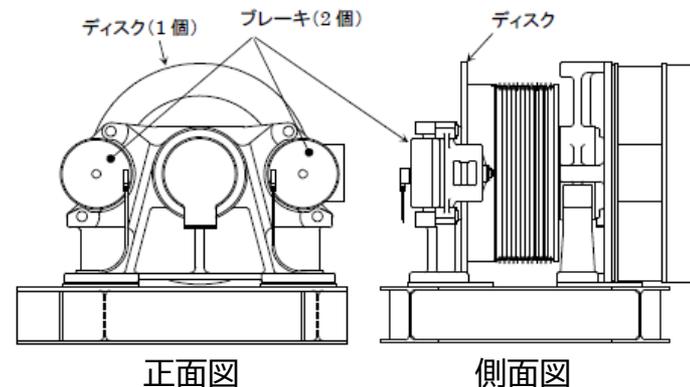
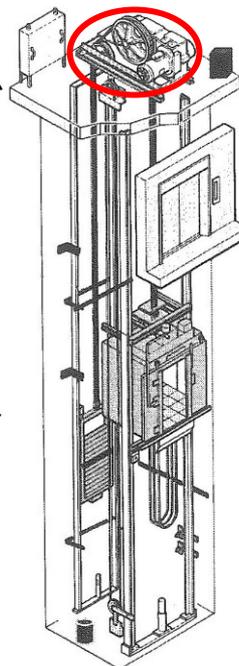
② 戸開走行検出装置

ドアの開閉状況を検出するかご戸スイッチ及び乗場戸スイッチに加え、かごが乗場から一定距離以上移動した場合にこれを感知する特定距離感知装置を設けることにより、戸開走行を検出することができる。

③ 通常制御プログラムから独立した安全制御プログラム

通常制御プログラムが故障した場合であっても、安全制御プログラムによりエレベーターを安全に制御し、停止させることができる。

⇒①～③の機能が揃ったものを戸開走行保護装置として大臣認定。



安全マークの表示制度

エレベーターに戸開走行保護装置が設置されていることを利用者が認識できるように、設置済みである旨をマークで表示する任意の制度。

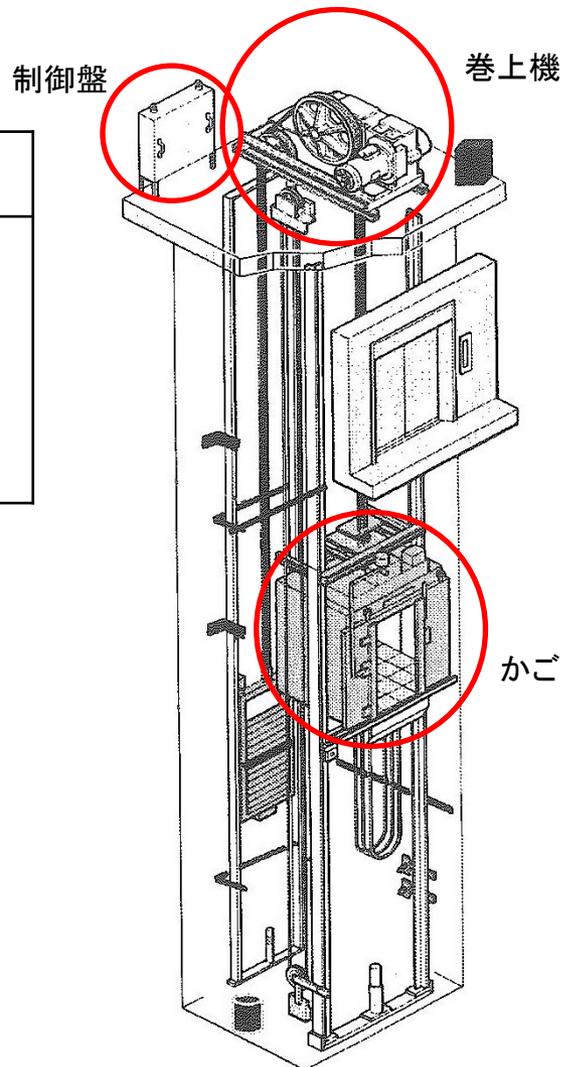


戸開走行保護装置
設置済みマーク

既設エレベーターについては、既存の建築物や建築設備に対して新たな規定を直ちに適用しないという既存不適格不遡及の原則により、戸開走行保護装置(UCMP)の設置は義務付けられていない。エレベーター全体を撤去・新設する場合に、UCMPの設置義務がかかる。

＜既設エレベーターにUCMPの設置義務に係る場合＞

設置義務有り	設置義務無し
エレベーター全体(巻上機、制御盤、かご(及び釣り合いおもり))を撤去・新設	以下のいずれか1つ又は2つの交換 <ul style="list-style-type: none"> • 巻上機 • 制御盤 • かご(及び釣り合いおもり)



建築基準法(昭和25年法律第201号)
(適用の除外)

第3条

2 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。

事業対象	補助対象限度額	補助率	
		地方公共団体が実施	民間事業者等が実施
既設エレベーターについて行う、次に掲げる防災対策改修工事 ①地震時管制運転装置の設置 ⑥リスタート運転機能の追加※ ②主要機器の耐震補強措置 ⑦自動診断・仮復旧運転機能の追加※ ③戸開走行保護装置の設置 ④釣合おもりの脱落防止措置 ⑤主要な支持部分の耐震化	①～⑤: 1187.5万円/台 ⑥、⑦: 375万円/台 ※	国:11.5%	国:11.5% 地方公共団体:11.5%

※地方公共団体と協定を結んだ避難場所等以外の建築物における⑥、⑦の支援は、①～⑤のすべてが既に整備されている場合又は①～⑤のすべてを完了させる工事に併せて整備する場合に限るとともに、補助対象限度額は①の設置に併せて整備する場合、**312.5万円/台**とする。

事業要件

エリア 三大都市圏、人口5万人以上の市、地方公共団体が指定する区域

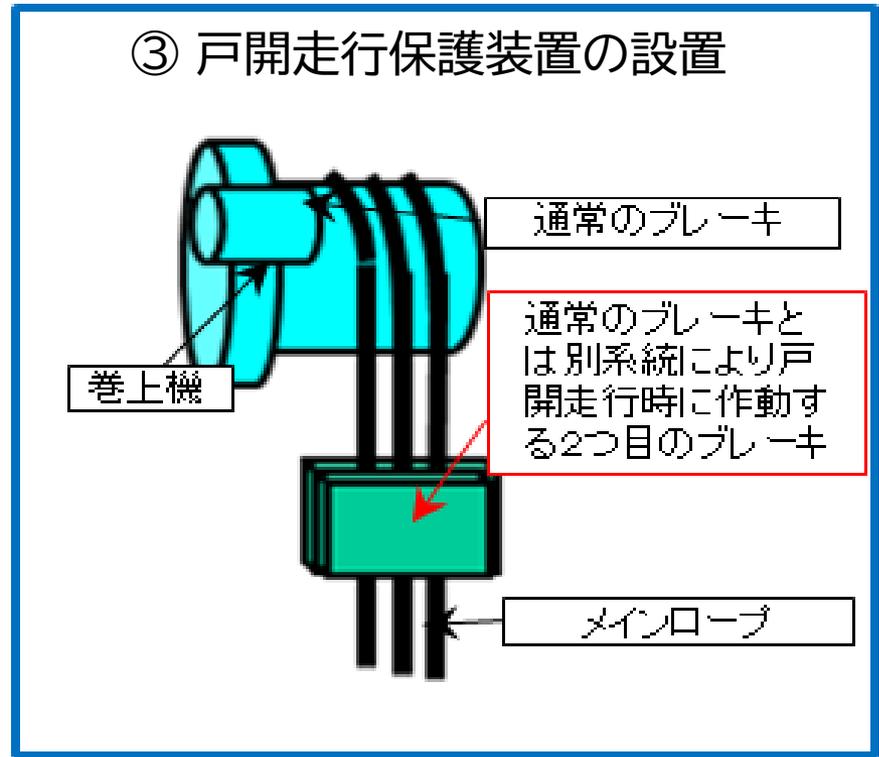
建築物 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第18号に規定する特定建築物※であること。

※学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム、その他政令で定める建築物

- 延べ面積1,000㎡(幼稚園、保育所及び地方公共団体等と災害時の協定等を締結されている建築物は500㎡)以上
- エレベーターを修繕項目として定めた長期修繕計画又は維持保全計画を作成していること。
- 構造躯体が地震に対して安全な構造であること(住宅・建築物の耐震改修により安全を確保するものを含む)。

防災対策改修工事のイメージ

③ 戸開走行保護装置の設置



消費者庁からの意見等を踏まえた取組

維持管理指針の
説明会開催

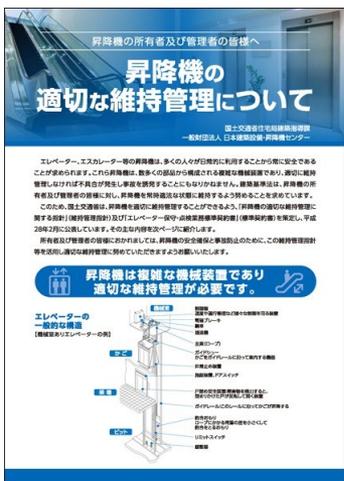
80回
2,679名
(平成29年度～令和7年度)

関係団体による
救出訓練実施

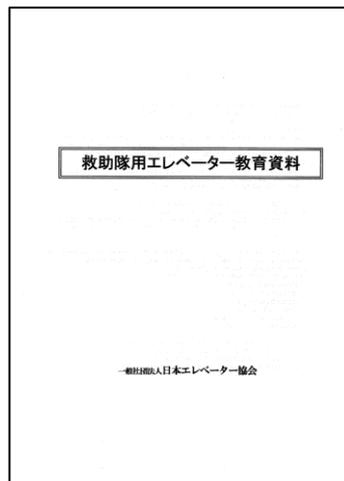
176回
5,829名
(令和2年度～令和6年度)

戸開走行保護装置
設置済みマーク発行

470,508枚
(平成24年10月～令和7年3月)



昇降機の維持管理指針の
策定、所有者等への周知



緊急時の救助円滑化のため、
マニュアル整備や訓練の実施



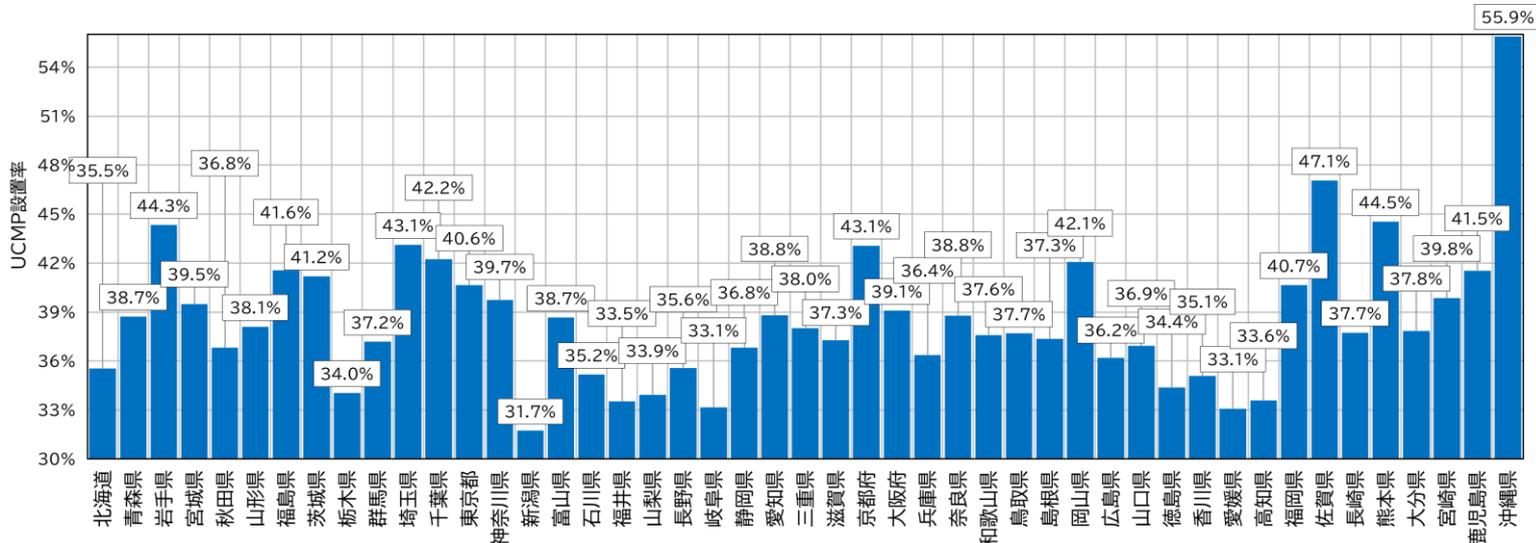
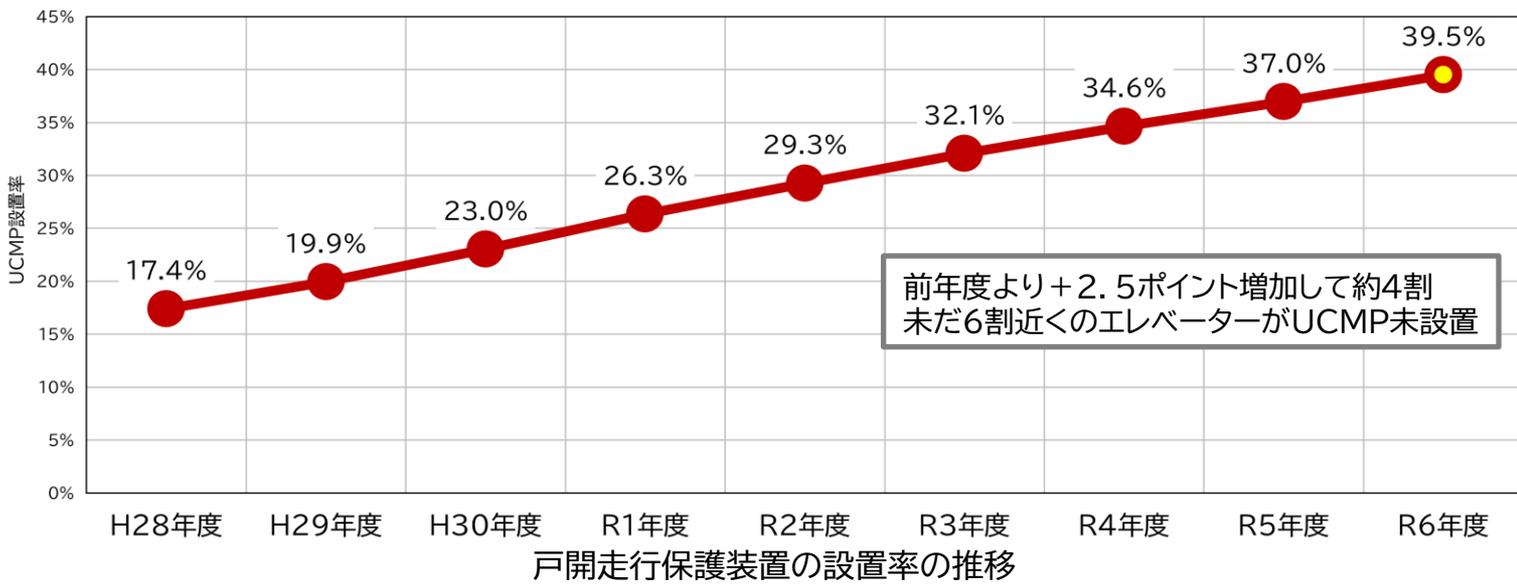
戸開走行保護装置設置
に係る表示の推進

定期報告が行われたエレベーター※(令和6年度報告分)の台数とUCMP設置率

令和8年1月28日プレスリリース

※ホームエレベーター、テーブルタイプの小荷物専用昇降機、簡易リフト、労働安全衛生法施行令における特定機械等に該当する積載荷重が1トン以上のエレベーターは建築基準法第12条第3項に基づく定期報告は不要

調査対象	定期検査報告
エレベーター台数	775,705台 (+17,777)
戸開走行保護装置設置台数	306,394台 (+26,304)
設置率	39.5% (+2.5%)



各都道府県における定期検査報告が行われたエレベーターのUCMP設置率

エレベーターの安全確保に係る周知・注意喚起

エレベーターの安全確保に関する周知・注意喚起のため、政府広報や建築物防災週間によりその重要性を国民に伝え、本装置の設置促進等と呼びかけ

政府広報ラジオ

「杉浦太陽・村上佳菜子 日曜まなびより」『今すぐできる！エレベーター・エスカレーターの安全対策』/令和8年2月15日(日)放送



政府広報海外向け情報誌

「HIGHLIGHTINGJapan」『政策お知らせ]エレベーター及びエスカレーターの安全な利用のために』(令和8年2月27日公開)

Partly as a result of these initiatives, the percentage of all elevators installed with the new safety devices — found to stand at only 17.4% by the survey of 2017 — has risen year on year, **reaching 39.5% of the 780,000 or so elevators** installed across Japan by the survey of 2025. However, with this figure still not reaching the 40% mark, **further efforts are needed to promote safe operation and implement additional safety measures.**

What users should know to avoid elevator accidents... In 2025, the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (MLIT) conducted a safety survey... The survey revealed that 39.5% of the 780,000 or so elevators installed across Japan by the survey of 2025... Further efforts are needed to promote safe operation and implement additional safety measures.

建築物防災週間

建築物防災週間における防災対策の推進について (令和7年度春期) (各都道府県知事あて住宅局長通知) (抜粋)

○戸開走行保護装置の設置等の促進
各地方公共団体におかれては、他の模範となるよう、所有する建築物のエレベーターには**率先して戸開走行保護装置を設置**するとともに、戸開走行保護装置が設置されていない民間建築物のエレベーターの所有者等に対しては、保守・点検、定期検査・報告等の**あらゆる機会を捉え、早期設置について働きかけ**をお願いします。

赤とんぼの会代表 エレベーター事故被害者遺族 市川正子氏コメント(抜粋)

※2月15日の放送で杉浦太陽さんから紹介

エレベーター戸開走行事故で、突然奪われた16歳の命。奪われた命は、二度と帰らぬ大切な命です。エレベーター利用者の安全は、全てのエレベーターに戸開走行保護装置の設置です。設置は、みんなの命を守ります。

赤とんぼの会と連携した取組



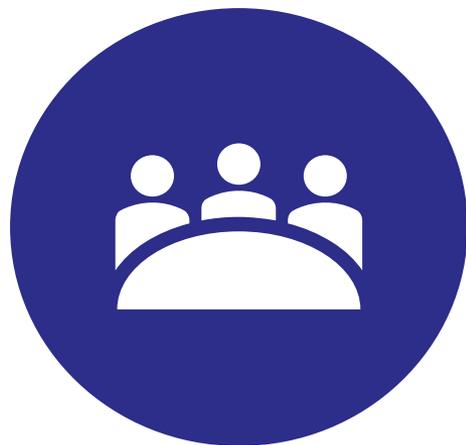
昇降機の適切な維持管理
に関する指針の周知



EV閉じ込め等救出訓練の普及
(港区での訓練視察)



EV保守事業者の早期到着に
向けた検討(緊急車両扱い)
(警察庁等との意見交換)



保守事業者と製造業者の
情報共有の円滑化



油圧ジャッキを活用した
救助方法の周知
(総務省消防庁と連携)



EVの鍵統一化の要請
(総務省消防庁と連携)



- ① 既存エレベーターへの戸開走行保護装置の設置を進めるために、どのような周知・注意喚起が有効か。
- ② 既存エレベーターへの戸開走行保護装置の設置を進めるために、EVの使用制限等の措置を講じることは許容されるか。